

# マイナ保険証があれば

## 限度額適用認定証等の提示が**不要**です。

### 提示が不要となる証

#### ① 限度額適用認定証

限度額適用認定証とは ※ 住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」  
医療機関等の窓口でのお支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた  
限度額までのお支払いにするための証です。

これまでは

医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにする  
ためには、限度額適用認定証を提示する必要があるため、  
事前に証の交付申請など手続きが必要でした。

いまは

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証がなくても  
窓口の支払いが自己負担限度額までになります。限度額適  
用認定証がいらないので**交付申請手続きも不要**です。



限度額適用を受けるには、  
**マイナカード**を病院に持って行くだけでいいんだ！  
**手続き不要**で便利だね。

※ 次に該当する場合は、申請手続きが必要です。

- マイナ保険証を利用できない医療機関等にかかるとき。  
申請については、[★こちら](#)をご確認ください。
- 住民税が非課税の方で、長期入院による食事療養標準負担額の減額を受けるとき。  
申請については、[★こちら](#)をご確認ください。

#### ② 特定疾病療養受療証

特定疾病療養受療証とは  
長期にわたり高額な医療費が必要となる傷病（人口透析を必要とする慢性腎不全等）に  
ついて、その治療に対する1か月の医療費を軽減するための証です。

これまでは

医療機関等の窓口での支払いを軽減するためには、特定疾  
病認定申請により組合の認定を受け、交付された特定疾病  
療養受療証の提示が必要でした。

いまは

初回の認定申請は今までどおり必要ですが、マイナ保険証  
を利用すれば、**特定疾病療養受療証の提示は不要**です。

※ 初回の認定は、申請手続きが必要です。申請については、[★こちら](#)をご確認ください。